



2021年12月6日

各 位

上場会社名 アイホン株式会社
代表者 代表取締役社長 加藤 康次
(コード番号 6718 東証・名証第一部)
問合せ先責任者 取締役経営企画室長 和田 健
(TEL 052-228-8181)

株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2021年12月6日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、株式売出しに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 883,800 株
種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	名 称	売 出 株 式 数
	イ チ カ ワ 株 式 会 社	667,500 株
	株 式 会 社 電 響 社	100,000 株
	株 式 会 社 リ ョ ー サ ン	63,300 株
	菱 電 商 事 株 式 会 社	33,000 株
	株 式 会 社 大 真 空	20,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2021年12月14日(火)から2021年12月20日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 加藤 康次に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 132,500株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から132,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長加藤 康次に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上とともに、コーポレートガバナンス強化による株主価値の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から132,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、132,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日に始まり、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）に終了する期間を行使期間（以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。）として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の最終日の2営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるイチカワ株式会社、株式会社電響社、菱電商事株式会社及び株式会社大真空並びに当社株主である市川周作及び市川悦子は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意： この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2021年12月6日開催の取締役会において決議した上記「I. 株式売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、下記のとおり当社の主要株主であるイチカワ株式会社が当社の主要株主に該当しなくなることが見込まれます。

2. 異動する株主の概要

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 名称 | イチカワ株式会社 |
| (2) 所在地 | 名古屋市瑞穂区彌富町字清水ヶ岡35番地の1 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 市川 周作 |
| (4) 事業内容 | 有価証券の保有、管理、運用及び売買等 |
| (5) 資本金 | 1百万円 |

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2021年9月30日現在)	22,500 個 (2,250,000 株)	13.79%	第1位
異動後	15,825 個 (1,582,500 株)	9.70%	第1位

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、2021年9月30日現在の総株主の議決権の数163,128個に基づき算出し、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

2021年9月30日現在の発行済株式総数 18,220,000 株
議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,907,200 株

2. 異動後の所有議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の所有議決権の数から上記「I. 株式売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当該株主の売出株式数にかかる議決権の数6,675個（667,500株）を控除した議決権の数を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

上記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の5営業日後の日）

5. 今後の見通しについて

本件による当社業績への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。